

## 地区社会体育振興協議会活動費補助金交付要綱

制定 平成23年4月 1日

改正 平成27年3月31日

平成28年3月31日

平成31年3月31日

令和2年10月1日

令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 市長は、各地区社会体育振興協議会が行う地区スポーツ事業を円滑に展開することで、各種スポーツを通じて市民の健康への意識・関心を高めるとともに、健康増進を図るため、地区社会体育振興協議会事業費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助事業、補助対象経費、算定基準及び補助の額は、地区社会体育振興協議会が前条の目的で行う事業費、その他団体の運営に必要な経費に充てるものとする。なお、算定基準、補助の額は、当該年度の予算のとおりとし、補助の限度額は、当該事業予算の50パーセントを超えない範囲とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、地区社会体育振興協議会活動費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の4月1日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 団体規約

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、地区社会体育振興協議会活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 補助の対象となる事業の範囲は、各地区社会体育振興協議会が第1条の目的で行う事業とする。
- (2) 交付決定後速やかに事業に着手しなければならない。

(3) 市及び関係機関が行うスポーツ事業へ協力しなければならない。

(変更交付の申請手続)

第5条 前条第1項の規定による補助金の決定の通知を受けたものは、当該事業の計画を変更しようとするときは、地区社会体育振興協議会活動費補助金変更交付申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、地区社会体育振興協議会活動費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、完了したときにあつては、地区社会体育振興協議会活動費事業完了届（第5号様式）、地区社会体育振興協議会活動費事業実績報告書（第6号様式）を事業完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項に定める事業実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付は事業の完了前に交付するものとし、正当な請求があつてから30日以内に交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を速やかに市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(効力の喪失)

2 この要綱は、令和7年3月31日を限りその効力を失う。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。